

「共謀罪」法案（組織的犯罪処罰法改正案）に抗議し、撤回するよう求める声明

近代の刑事法は、刑罰は犯罪行為が実行された場合のみを対象とする原則を確立してきました。犯罪が実行されるか分からない段階で、共謀を処罰することは、人の内心を処罰する危険があるからです。しかし、現在、国会で審議されている「共謀罪（「テロ等準備罪）」は、「犯罪を合意した」段階、つまり犯罪が実行されるかどうか分からない段階で処罰することを可能にするものです。合意したことを立証するためには、あらゆる手段で人の行動を探索し、内心を探る必要があります（電話、メール、SNS等の通信傍受等）。共謀罪は、内心の自由、プライバシー権、表現の自由をはじめとする基本的人権を奪い、人権保障に不可欠な刑事法の基本原則を根底から覆すものです。

歴史に鑑みれば、治安維持法と共謀罪は多くの点で共通しています。治安維持法も、実行行為が行われていない段階で処罰することが可能でした。また、共謀罪の「団体」の定義は不明確であり、捜査機関の恣意により濫用されるおそれがあります。治安維持法も、当初は、限定して適用すると喧伝されていましたが、その後一般市民に拡大されたことは歴史的事実です。

人権侵害の最たるものが戦争ですが、共謀罪は戦争の準備罪ともいえます。軍事情報の漏洩を防ぐ「秘密保護法」、すべての資源を動員する「一億総活躍社会」、反対する人を排除する「共謀罪」、意思決定を掌握する「緊急事態条項」、これらは一体のものとして考える必要があります。

日本国憲法は今年5月で施行70年を迎えます。日本国憲法は、私たちひとりひとりの尊厳（憲法13条）を守るために、内心において自由に考え（19条）、意見を表明し行動する自由（21条）を保障しています。しかし、共謀罪は、捜査により絶対不可侵の内心における自由を侵害するとともに、市民が声を上げ行動することを萎縮させ、わたしたちの表現の自由をも奪うものです。

私たちの基本的な自由を奪い、閉塞的な社会を生む共謀罪の創設に私たちは断固として反対します。

2017年5月3日

子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会）